

議案第25号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(個人の町民税の納期前の納付)</p> <p>第42条 個人の町民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。</p>	<p>(個人の町民税の納期前の納付)</p> <p>第42条 個人の町民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。</p> <p>2 <u>前項の規定によって個人の町民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、同項の規定によって納期前に納付した税額の100分の0.5に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、その額が100円未満である場合及びその額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</u></p>
<p>第43条～第69条 略</p> <p>(固定資産税の納期前の納付)</p> <p>第70条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当す</p>	<p>第43条～第69条 略</p> <p>(固定資産税の納期前の納付)</p> <p>第70条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当す</p>



る金額の税金をあわせて納付することができる。

る金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、同項の規定によって納期前に納付した税額の100分の0.5に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、その額が100円未満である場合及びその額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。

第71条～第89条 略

第71条～第89条 略

（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）

（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）

第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免する。

第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等が運転するもの（当該身体障害者等が所有するものに限る。）、当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するもの又は

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身

当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 略

2 略

3 略

4 略

「身体障害者等」という。) のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 略

2 略

3 略

4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町税条例第42条及び第70条の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の町民税及び固定資産税について適用し、平成15年度分までの個人の町民税及び固定資産税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の三朝町税条例第90条の規定は、平成16年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成15年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。